



第70期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝大門一丁目9番9号
野村不動産芝大門ビル 11階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時まで

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面により議決権行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第70期定時株主総会招集ご通知 01

添付書類

■ 株主総会参考書類 03

■ 第1号議案 剰余金処分の件

■ 第2号議案 定款一部変更の件

■ 第3号議案 取締役7名選任の件

■ 第4号議案 監査役2名選任の件

■ 第5号議案 退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

■ 事業報告 15

■ 計算書類 29

■ 監査報告書 44

(証券コード：4629)
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目9番9号
大伸化学株式会社
代表取締役社長 堀越 進

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面により議決権行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目9番9号
野村不動産芝大門ビル11階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

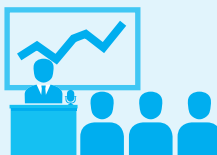
-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daishin-chemical.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。
以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合 ※

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記「株主総会参考書類」をご確認ください。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。



行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時必着

- ※ 開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
※ 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株式事務（住所変更、保有株式数など）に関するお問い合わせは以下へお願いいたします。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- (2) 証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

通話無料

0120-782-031 (受付時間 午前9時～午後5時)
(土日休日を除く)

株主総会参考書類

1. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

第70期の期末配当につきましては、当事業年度の堅調な業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。	
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき	普通配当 32円
	総額	146,406,432円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日	

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	100,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要になるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削除 ></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち、社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	すぎ 杉 浦 久 毅	代表取締役会長総務部担当	100% (6回／6回)
2	ほり 堀 越 進	代表取締役社長資材部担当	100% (6回／6回)
3	こ 小 林 進	常務取締役製造本部長	100% (6回／6回)
4	えん 遠 藤 次 郎	常務取締役営業本部長	100% (6回／6回)
5	つば 坪 田 法 幸	取締役営業本部副本部長兼大阪支店長兼第一営業部長	100% (6回／6回)
6	お 小 川 昌 宏	社外取締役 独立	100% (6回／6回)
7	しん 新 海 寛 彦	社外取締役 独立	100% (6回／6回)

1

すぎ うら ひさ き
杉 浦 久 毅

(1953年11月3日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：66,000株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	当社入社	2004年 6月	当社常務取締役営業本部長
1994年 4月	当社名古屋営業所長	2009年 6月	当社代表取締役社長
1997年 4月	当社名古屋支店長	2015年 8月	当社代表取締役社長総務・資材部担当
2001年 6月	当社取締役営業本部長兼第一営業部長	2016年 6月	当社代表取締役社長総務部担当
2002年 4月	当社取締役営業本部長	2019年 6月	当社代表取締役会長総務部担当（現在に至る）

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の事業に関する幅広い見識を有しており、代表取締役就任以降、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社を牽引し企業価値の向上に貢献していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2

ほり こし すすむ
堀 越 進

(1960年6月12日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：24,000株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3月	当社入社	2013年 6月	当社執行役員樹脂カット事業部長兼第三営業部長
2007年 4月	当社第二営業部副部長	2016年 6月	当社取締役樹脂カット事業部長兼第三営業部長
2010年 4月	当社第三営業部長	2019年 6月	当社代表取締役社長資材部担当（現在に至る）
2011年 4月	当社樹脂カット事業部長兼第三営業部長		

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の事業に関する幅広い見識を有しており、2019年6月からは代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社の経営基盤強化に貢献していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

こ ばやし
小 林 すすむ
進

(1959年11月23日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：28,000株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3月	当社入社	2010年 6月	当社執行役員製造本部副本部長兼兵庫工場長
2001年 4月	当社兵庫工場副工場長	2013年 6月	当社取締役製造本部副本部長兼兵庫工場長
2003年 6月	当社兵庫工場長	2019年 6月	当社常務取締役製造本部部長兼兵庫工場長
2009年 6月	当社執行役員兵庫工場長	2021年 4月	当社常務取締役製造本部部長（現在に至る）

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、製造部門において製品開発や製造ラインの設計に長年携わり、技術力の強化並びに生産性の向上に貢献していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

えん どう じ ろう
遠 藤 次 郎

(1960年2月5日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：16,000株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年11月	当社入社	2013年 6月	当社執行役員インキ統括部長
2007年 4月	当社名古屋支店長	2016年 6月	当社取締役インキ統括部長
2009年 6月	当社資材部長	2019年 6月	当社常務取締役営業本部部長（現在に至る）
2012年 4月	当社インキ統括部長		

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主に営業部門を担当し営業実績を積み重ね、営業力の強化並びに安定収益の確保に長年貢献していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5

つば た のり ゆき
坪 田 法 幸

(1964年6月11日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：12,200株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役大阪支店長
2009年 6月	当社大阪支店長	2022年 4月	取締役営業本部副本部長兼大阪支店長兼第一営業部長（現在に至る）

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、営業部門における豊富な経験と実績を有しており、2019年6月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6

お がわ まさ ひろ
小 川 昌 宏

(1966年6月5日生)

再任

社外

独立

● 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）

● 所有する当社の株式数：0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会）本橋総合法律事務所入所 2015年6月 当社取締役（現在に至る）

2006年10月 小川昌宏法律事務所開設（現在に至る）

● 当社との特別の利害関係：なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり弁護士をされており、その職務を通じて培われた知識・経験等を活かして当社の経営全般に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

また、同氏が選任された場合には、法律専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、法務に関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督をすることを期待しております。

7

しん かい ひろ ひこ
新 海 寛 彦

(1955年1月22日生)

再任

社外

独立

● 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）

● 所有する当社の株式数：0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 三菱商事株式会社入社 2019年1月 同社退職

1987年12月 同社子会社泰MC商事会社化学品輸出部部长 2019年6月 当社取締役（現在に至る）

1999年10月 同社中部支社化学品部自動車資材チームリーダー

● 当社との特別の利害関係：なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、大手商社において豊富な経験と知見を有しており、その経歴等から当社の経営全般に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

また、同氏が選任された場合には、異なる企業文化で育まれた独自の観点からの助言と、豊富な知見に基づき経営全般をチェックしていただけると期待しております。

(注) 1. 小川昌宏氏及び新海寛彦氏の2名は、社外取締役候補者であります。

2. 当社は現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、小川昌宏氏及び新海寛彦氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

3. 当社は、すべての取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該契約の概要は、以下のとおりであります。
 - ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
 - ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。
 - ・各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は小川昌宏氏及び新海寛彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 小川昌宏氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 新海寛彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役近藤司氏は任期満了、松井和則氏は辞任により退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	こん どう 近 藤	つかさ 司 再任 社外	100% (6回/6回)	100% (6回/6回)
2	の ざき 野 崎	みつる 満 新任 社外	—	—

1	こん どう 近 藤	つかさ 司	(1953年8月31日生)	再任	社外
---	--------------	----------	---------------	----	----

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 監査役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：1,000株
- 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年4月 株式会社ヨックモック入社

2002年12月 同社取締役商品開発室長

2008年10月 同社営業統括部取締役営業統括部長

2010年10月 同社取締役商品開発部長

2013年10月 株式会社クローバー専務取締役

2018年6月 当社監査役（現在に至る）

- 当社との特別の利害関係：なし
- 社外監査役候補者とした理由

同氏は、食品業界において商品開発や製造ラインの設計に長年携わり、かつ取締役としても企業経営に関する知識と経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者としております。

2

の
野 崎みつる
満

(1960年10月5日生)

新任

社外

- 取締役会への出席状況：－
- 監査役会への出席状況：－
- 所有する当社の株式数：100株
- 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 住江織物株式会社入社

2015年4月 同社資材部次長

1989年4月 株式会社有沢製作所入社

2022年3月 同社退職（現在に至る）

2013年4月 同社大阪支店長

- 当社との特別の利害関係：なし
- 社外監査役候補者とした理由

同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、電子材料業界において営業部門や資材部門に長年携わり、組織マネジメントに関する豊富な実務経験と知見を活かし、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断したため、社外監査役候補者としております。同氏は、当社取引先であります株式会社有沢製作所に勤務しておりましたが、当事業年度における取引金額は当社売上高の0.3%未満と僅少であります。

- (注) 1. 近藤司氏及び野崎満氏の2名は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、近藤司氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、野崎満氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、すべての取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の概要は、以下のとおりであります。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
 - ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。
 - ・各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 近藤司氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

【ご参考】本総会終了後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合に、当社が各取締役及び監査役に期待する主な知見や経験は次のとおりとなります。

氏名		企業経営	財務・会計	法務 コンプライア ンス	営業・マーケ ティング	技術開発 ・品質
取締役	杉浦 久毅	●	●	●	●	
	堀越 進	●	●	●	●	
	小林 進	●				●
	遠藤 次郎	●			●	
	坪田 法幸	●			●	
	小川 昌宏			●		
	新海 寛彦			●	●	
監査役	丸山 淳	●	●	●	●	
	近藤 司	●		●	●	●
	野崎 満			●	●	

(注) 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見や経験を示すものではありません。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、松井和則氏は辞任により退任いたします。

つきましては、在任中の功労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任願いたいと存じます。

松井和則氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
まつい かず のり 松井和則	2015年6月 当社監査役（現在に至る）

以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種率の上昇等に伴い緩やかな回復傾向にありましたが、新たな変異株の感染拡大に加えて、ロシアのウクライナ侵攻等による資源価格高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状態が続いています。

当社が主として関連する塗料業界におきましては、こうした経済環境のもと、生産、出荷数量は、ともに前年並みの水準となりました。

このような情勢のもとで当社は、有機溶剤専門メーカーとして新規ユーザーの開拓を中心に販売拡大を図りましたが、製品については生産数量153,710トン、出荷数量153,567トンと、1.0%、0.9%の増加となりました。

当事業年度の業績といたしましては、売上高は1年を通して原材料価格の上昇や海外におけるサプライチェーンの停滞を背景とした一部原料の供給制限がありましたが、原材料価格の上昇分を販売価格に一部価格転嫁したことにより販売単価が上昇したため、313億1百万円と前年同期比22.1%の増収になりました。

主な品目別の売上高は、ラッカーシンナー類が6億90百万円で前年同期比14.2%増、合成樹脂塗料用シンナー類が5億58百万円で前年同期比9.9%増、洗浄用シンナー類が17億50百万円で前年同期比16.0%増、印刷用溶剤類が56億13百万円で前年同期比28.5%増、特殊シンナー類が29億15百万円で前年同期比8.6%増、単一溶剤類が138億11百万円で前年同期比28.4%増、塗料・その他が20億44百万円で前年同期比6.3%減、単一溶剤を中心とした商品が39億18百万円で前年同期比29.1%増となりました。

利益面につきましては、効率的な原材料購入を推進しましたが、海外における環境規制の強化により一部原材料の供給不足や原油価格の高騰が継続し、原材料コストの増加となり、営業利益は前年同期比39.0%減の9億93百万円、経常利益は前年同期比38.1%減の10億32百万円となり、当期純利益は前年同期比39.0%減の6億94百万円と、いずれも減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資は、越谷工場及び兵庫工場のシンナー製造設備等 2 億 31 百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇や円安進行、さらには新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが依然として不透明であり、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移するものと思われれます。

当業界も一段と競争が激化するものと予想され、原油・ナフサ市況も上昇局面で先行き不透明であり、原材料価格の動向も予断を許さない状況にあります。

このような環境下におきまして当社は、経営資源を駆使して積極的な経営活動を展開し、さらなる新規需要の開拓など販売活動に全力を傾注するとともに生産、物流面での合理化を推進して業績の向上に取り組む所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 67 期 2019年 3月期	第 68 期 2020年 3月期	第 69 期 2021年 3月期	第70期(当期) 2022年 3月期
売 上 高 (百万円)	29,579	28,063	25,645	31,301
経 常 利 益 (百万円)	1,012	1,577	1,667	1,032
当 期 純 利 益 (百万円)	713	1,108	1,138	694
1 株当たり当期純利益 (円)	155.87	242.26	248.81	151.72
総 資 産 (百万円)	20,617	20,606	21,032	23,255
純 資 産 (百万円)	12,077	12,957	13,991	14,511

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第70期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 主要な事業内容

当社は、製品としてラッカーシンナー、合成樹脂塗料用シンナー、印刷用溶剤、洗浄用シンナー、特殊シンナー、単一溶剤など各種シンナー類の製造販売をしておりますが、一部商品として原料溶剤などを販売しております。

(7) 主要な事業所

本 社	東京都港区芝大門一丁目9番9号	
支 店	大阪支店（大阪市） 東京支店（埼玉県）	名古屋支店（名古屋市）
営 業 所	福岡営業所（福岡市）	仙台営業所（仙台市）
工 場	越谷工場（埼玉県）	兵庫工場（兵庫県）

(8) 従業員の状況

性 別	従 業 員 数	前期末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	146名	1名	41.4才	17.4年
女 性	49	1	41.0	14.5
合計または平均	195	2	41.3	16.6

(注) 従業員数には、臨時雇用者（嘱託、パートタイマー及びアルバイト）は含まれておりません。臨時雇用者の年間平均雇用人員は26名であります。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	50百万円
株式会社りそな銀行	30
日本生命保険相互会社	25
三井住友信託銀行株式会社	25

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 11,760,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,575,201株 (自己株式数 16,799株を除く。)
 (3) 株主数 673名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
坪井典明	604千株	13.21%
有限会社坪井	556	12.16
ピーイー アイティ ピーワン アイティ シーズ インテリシツ オブ エナイス ファブ	411	8.99
日本生命保険相互会社	234	5.11
株式会社三井住友銀行	169	3.69
大伸化学従業員持株会	143	3.14
丸善石油化学株式会社	130	2.84
株式会社三菱UFJ銀行	73	1.60
杉浦久毅	66	1.44
石上次郎	54	1.18

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉 浦 久 毅	総務部担当
代表取締役社長	堀 越 進	資材部担当
常務取締役	小 林 進	製造本部長
常務取締役	遠 藤 次 郎	営業本部長
取 締 役	坪 田 法 幸	大阪支店長
取 締 役	小 川 昌 宏	弁護士
取 締 役	新 海 寛 彦	
常 勤 監 査 役	丸 山 淳	
監 査 役	松 井 和 則	
監 査 役	近 藤 司	

- (注) 1. 取締役小川昌宏氏、取締役新海寛彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松井和則氏、監査役近藤司氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役小川昌宏氏、取締役新海寛彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
 4. 監査役丸山淳氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動は下記のとおりであります。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況		異 動 年 月 日
	変更後	変更前	
坪 田 法 幸	営業本部副本部長 兼大阪支店長 兼第一営業部長	大阪支店長	2022年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の小川昌宏氏、新海寛彦氏、社外監査役の松井和則氏、近藤司氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議する内容について社外役員の意見を踏まえ決定しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a 報酬制度の目的

企業価値の増大を担う優秀な経営者を確保するため、透明性、公正性の高い報酬決定プロセスの確保を目的としております。

b 報酬水準

報酬水準は、同業種他社及び同業種同規模他社に比べ報酬としての競争力を維持できるような水準を目指し、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行っております。

c 役員報酬の構成

役員報酬は取締役、監査役別の体系とし、固定報酬である月例の基本報酬及び退職慰労金、短期の業績連動的な意味合いを持つ役員賞与で構成されております。

d 役員報酬決定の手続き

(a) 取締役

取締役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた取締役報酬総額の限度内において、各人の職責、経験、能力、実績等を考慮の上、代表取締役会長杉浦久毅及び代表取締役社長堀越進が社外取締役と支給総額及び個別支給額を協議した上で取締役会に提示し、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会で協議の上決定しております。

取締役への退職慰労金の支給については、株主総会の決議により取締役会に支給の時期、内容について委ねられ、退職慰労金について定めた規程に基づき、各取締役が歴任した役位別在任年数、役位別係数等から計算した基準額及び在任中の功績を考慮し、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会で協議の上決定しております。

取締役への役員賞与は、原則的には会社が期初に公表した経常利益目標を実績数値が上回った場合に、売上高の目標達成状況、その他定性要因を考慮して取締役への支給の可否、支給総額が株主総会で決議され、その後、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において個別に支給額を決定しております。

(b) 監査役

監査役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた監査役報酬総額の限度内において、各人の職責、経験、能力、実績等を考慮の上、代表取締役が支給総額及び個別支給額を監査役会に提示し、監査役の協議の上決定しております。

監査役への退職慰労金の支給については、株主総会の決議により取締役会に支給の時期、内容について委ねられ、退職慰労金について定めた規程に基づき、各監査役が歴任した役位別在任年数、役位別係数等から計算した基準額及び在任中の功績を考慮し、監査役の協議の上決定しております。

監査役への役員賞与は、監査役への支給の可否、支給総額が株主総会で決議され、その後、監査役の協議の上個別に支給額を決定しております。

(c) 報酬限度額

2015年6月26日開催の第63期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額250,000千円以内（社外取締役20,000千円以内を含む。なお、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）と決議し、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役1名）、監査役の員数は4名であります。

また、2011年6月29日開催の第59期定時株主総会において、上記の取締役報酬額とは別枠として、常勤取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、年額15,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	172,540	158,940	13,600	－	5
監査役 (社外監査役を除く。)	19,300	17,100	2,200	－	1
社外取締役	10,000	9,600	400	－	2
社外監査役	10,000	9,600	400	－	2

(注) 上記の退職慰労金は、当事業年度の引当金繰入額、取締役(社外取締役を除く)5名に対して13,600千円、監査役(社外監査役を除く)1名に対して2,200千円、社外取締役2名に対して400千円、社外監査役2名に対して400千円を含んでおります。

(5) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	小 川 昌 宏	<p>当事業年度における取締役会にすべて出席し、特にコンプライアンス・危機管理に関して、弁護士としての企業法務についての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。</p>
取締役	新 海 寛 彦	<p>当事業年度における取締役会にすべて出席し、大手商社における豊富な経験と幅広い知見に基づいた、特に新規分野を含めた事業展開に関して、当社の経営戦略に関する発言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。</p>
監査役	松 井 和 則	<p>当事業年度における監査役会にすべて出席し、また取締役会にもすべて出席し、大手化学会社での豊富な経験と幅広い知見に基づいた、特に新規事業の推進管理並びに既存事業を含めた収益管理体制の構築に着目して、企業ガバナンス強化の観点から、議案審議に必要な質問・発言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会及び監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。</p>
監査役	近 藤 司	<p>当事業年度に開催された監査役会にすべて出席し、また取締役会にもすべて出席し、他業態の製造に関するリスク管理に長らく携わった企業経営者の視点に基づき、当社の製造工場における安全を第一とする安全衛生管理体制並びに的確な品質管理体制の構築に寄与すべく、企業ガバナンス強化の観点から、議案審議に必要な質問・発言・提言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会及び監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 18,000千円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の額はこれらの合計額を記載しております。
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月1日に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、2015年5月14日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改訂いたしました。基本方針は、下記のとおりとなっております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1 コンプライアンス体制の全社的取組強化の一環として、「企業行動指針」「役員・社員行動規範」を制定し、全役員、全社員が法令・定款及び社会的規範を遵守する体制を構築しております。

また、コンプライアンスに対する取組は総務部が総括し、啓蒙教育を継続的に行い、内部監査室等がその状況を監査しております。

2 「内部通報マニュアル」に基づき、社内におけるコンプライアンス違反に対する相談窓口を設置し、不正行為の早期発見、是正ができる仕組みを確立しております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存その他の体制

取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」「情報セキュリティポリシー」に則り、文書等に記録保存され、常に取締役及び監査役の閲覧に供することができます。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策については「リスク管理方針」を制定し、経営企画室が主管部署として定期的あるいは随時見直しを行い、経営会議において審議及び方針決定等の対応をしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項については、取締役等を構成員とする重要な会議（取締役会、経営会議等）において、効率的かつ迅速に審議決定されております。

また、日常の職務執行に際しましては、決裁規程、決裁権限一覧表等に基づき権限の委譲が行われており、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現状、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役の要請に応じて適宜、取締役と協議の上、人員配置することとしております。

- ⑥ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員（以下、補助使用人という）は、その命令に関して、取締役、その他の社員の命令を受けることはありません。
- ⑦ 監査役はその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、補助使用人と定期的に、内部監査結果等について情報交換、意見交換を行うとともに、補助使用人が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席する機会を確保しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制、その他の監査役会又は監査役への報告に関する事項
取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項等については、経営会議等で十分な説明・報告を行うとともに、随時報告・情報提供を行っております。
- ⑨ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報窓口（監査役等）に対して通報した者が、処遇等について不利な取り扱いを受けないことを、「内部通報マニュアル」において定められております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用について支払うものとしします。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保する体制
監査役は、代表取締役とは定期的に、経営会議等において意見交換をしております。また監査法人とも年2回以上意見交換を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の強化の一環として、「企業行動指針」「社員・役員行動規範」を制定し、コンプライアンスの重要性を社内に明示しております。また、営業本部会議及び製造本部会議等において具体的事例を示し説明するとともに、役員が社員に対して直接面談をする機会を設け、コンプライアンスの遵守に関して周知徹底をしております。

② リスク管理体制

「リスク管理方針」を定め、リスクの見直し対応ができる仕組みを整備するとともに、内部監査機能として内部統制担当部門である経営企画室が計画的にリスク内容の検証も合わせて行っております。当事業年度におきましては、経営企画室が現時点において発生する可能性のあるリスク項目を再度見直し、各部門のモニタリング結果を踏まえて、経営会議において審議し、リスク項目の見直し及びリスクに対する対応を決定しております。

新型コロナウイルス感染症による、従業員の感染リスクに対しては、在宅勤務の導入・時差出勤の推奨・ウェブ会議等を実施し、リスクの低下を図っております。

また、生産拠点を東日本に越谷工場、西日本に兵庫工場と二カ所に分散配置し補完機能をもたせており、リスクの分散を行っております。

③ 取締役の職務の執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。また当事業年度におきましては、経営上の重要事項についての意思決定並びに経営計画の進捗状況の把握を目的とした取締役会を定例として3カ月に1回、その他必要に応じて随時開催するとともに経営会議を複数回開催しております。

④ 監査役の職務の執行

監査役会が期初に定めた監査計画に基づき、取締役会等重要な会議に出席するなどして取締役の職務執行状況を監視するほか、会計監査人に対する定期的な監査内容の確認及び「監査上の主要な検討事項」を含めた打合せ、内部監査部門に対する内部統制に関する打合せ、各部門及び各拠点に対する業務監査、及び製造部門に対する棚卸立ち合い等を行っております。

また当事業年度におきましては、取締役会等重要な会議への出席、会計監査人との間では定期的な打合せの実施、内部監査部門との連絡会の開催、全ての拠点に対する業務監査並びに越谷工場・兵庫工場の期末棚卸に立ち合い、コンプライアンス対応等を含めた結果を、定期的に行なった監査役会において審議しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

配当水準といたしましては、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、純資産配当率が市中の金利水準を上回ることを念頭におき、配当性向及び内部留保等を勘案して決定する方針をとっております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,876,591	流動負債	8,379,237
現金及び預金	4,585,060	電子記録債務	2,442,313
受取手形	1,012,696	買掛金	5,218,550
電子記録債権	2,894,844	1年内返済予定の長期借入金	110,000
売掛金	8,046,361	未払金	311,841
商品及び製品	220,683	未払費用	46,574
原材料及び貯蔵品	921,582	未払法人税等	63,910
預け金	21,946	賞与引当金	156,900
未収入金	97,869	その他	29,147
未収消費税等	55,696	固定負債	364,706
その他の	22,484	長期借入金	20,000
貸倒引当金	△2,634	退職給付引当金	191,122
固定資産	5,379,044	役員退職慰労引当金	134,250
有形固定資産	3,986,708	その他	19,334
建物	871,867	負債合計	8,743,943
構築物	699,183	(純資産の部)	
機械及び装置	384,608	株主資本	14,450,395
車両運搬具	56,914	資本金	729,000
工具、器具及び備品	75,227	資本剰余金	675,537
土地	1,892,156	資本準備金	666,880
建設仮勘定	6,750	その他資本剰余金	8,657
無形固定資産	90,227	利益剰余金	13,058,377
借地権	25,357	利益準備金	86,245
ソフトウェア	47,700	その他利益剰余金	12,972,131
その他	17,169	固定資産圧縮積立金	41,257
投資その他の資産	1,302,108	別途積立金	3,375,000
投資有価証券	356,438	繰越利益剰余金	9,555,874
長期貸付金	68,800	自己株式	△12,519
長期前払費用	7,213	評価・換算差額等	61,296
差入保証金	103,513	その他有価証券評価差額金	61,296
保険積立金	673,852	純資産合計	14,511,692
繰延税金資産	80,588	負債及び純資産合計	23,255,636
その他の	33,917		
貸倒引当金	△22,214		
資産合計	23,255,636		

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,301,629
売上原価		27,168,702
売上総利益		4,132,926
販売費及び一般管理費		3,139,229
営業利益		993,696
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,760	
受取保険金	402	
保険返戻金	3,266	
受取出向料	3,780	
その他	18,722	43,932
営業外費用		
支払利息	2,265	
有形売却損	1,158	
保険解約損	1,783	
その他	98	5,305
経常利益		1,032,323
特別利益		
固定資産売却益	1,941	1,941
特別損失		
固定資産売却損	78	
固定資産除却損	2,834	2,913
税引前当期純利益		1,031,351
法人税、住民税及び事業税	327,471	
法人税等調整額	9,741	337,213
当期純利益		694,138

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金
当 期 首 残 高	729,000	666,880	8,657	86,245	12,456,426
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△178,432
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	694,138
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	515,705
当 期 末 残 高	729,000	666,880	8,657	86,245	12,972,131

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△12,519	13,934,690	56,507	56,507	13,991,197
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	△178,432	-	-	△178,432
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	694,138	-	-	694,138
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	4,789	4,789	4,789
当 期 変 動 額 合 計	-	515,705	4,789	4,789	520,495
当 期 末 残 高	△12,519	14,450,395	61,296	61,296	14,511,692

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	44,154	3,275,000	9,137,271	12,456,426
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	△178,432	△178,432
固定資産圧縮積立金の取崩	△2,897	－	2,897	－
別途積立金の積立	－	100,000	△100,000	－
当 期 純 利 益	－	－	694,138	694,138
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△2,897	100,000	418,602	515,705
当 期 末 残 高	41,257	3,375,000	9,555,874	12,972,131

【個別注記表】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品・原材料……………総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

① リース資産以外の無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用……………均等償却をしております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品及び商品の販売

シンナー事業においては、主に有機溶剤の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、製品及び商品を引き渡した時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品及び商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、製品及び商品の国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

7. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品及び商品の国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、市場価格のあるその他有価証券の評価基準について、事業年度末日前1ヵ月間の市場価格等の平均に基づく時価法から、決算日における時価法に変更しております。

この結果、従来の方によった場合に比べて、当事業年度末の貸借対照表において、投資有価証券が5,343千円、繰延税金負債が1,627千円、その他有価証券評価差額金が3,715千円それぞれ増加しております。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

8. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種率の上昇等に伴い緩やかな回復傾向にあり、生産、出荷数量ともに前事業年度並みの水準となりました。

このような状況の中、当社は、入手可能な情報を総合的に勘案し、2023年3月期末に向けて新型コロナウイルス感染症は徐々に収束に向かい、これに伴って当社の出荷数量も緩やかに回復すると想定しております。

上記の想定を基に見積もりを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、当社の事業活動の結果に影響し、翌事業年度以降の財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 80,588千円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があるかと判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「8. 追加情報 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 債権流動化による譲渡残高		
受取手形		156,761千円
預け金（譲渡済売上債権未回収分）		21,946千円
預け金は譲渡済売上債権のうち、債権買取会社への期末現在の必要留保額であります。		
2. 有形固定資産の減価償却累計額		8,533,934千円
3. 担保に供している資産	建	物
		253,810千円
	土	地
		538,758千円
	合	計
		792,569千円
上記に対応する債務		
	1年内返済予定の	
	長期借入金	40,000千円
	長期借入金	10,000千円
	合	計
		50,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,592,000株	－株	－株	4,592,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	16,799株	－株	－株	16,799株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	178,432	39.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	146,406	32.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	47,791千円
貸倒引当金	7,569千円
未払事業税	5,543千円
未払費用	9,818千円
退職給付引当金	58,215千円
役員退職慰労引当金	40,892千円
土地	7,708千円
会員権	7,713千円
減価償却費	7,963千円
その他	802千円
繰延税金資産小計	<u>194,018千円</u>
評価性引当額	<u>△62,665千円</u>
繰延税金資産合計	<u>131,353千円</u>

(繰延税金負債)

建物等圧縮積立金	△18,071千円
その他有価証券評価差額金	<u>△32,693千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△50,764千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>80,588千円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等からの借入及び社債の発行による方針です。なお、デリバティブ取引の利用は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って期日管理及び与信管理を行い、取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としています。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。社債の用途は設備投資資金であります。なお、資金調達に係る流動性リスクは、資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額(千円)	時 価(千円)	差 額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	305,845	305,845	—
長期貸付金	68,800	68,800	—
資産計	374,645	374,645	—
長期借入金	130,000	129,895	△104
負債計	130,000	129,895	△104

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	50,593

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	305,845	—	—	305,845
資産計	305,845	—	—	305,845

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期貸付金	—	68,800	—	68,800
資産計	—	68,800	—	68,800
長期借入金	—	129,895	—	129,895
負債計	—	129,895	—	129,895

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品 目	販 売 高 (千円)
製品	
ラッカーシンナー類	690,227
合成樹脂塗料用シンナー類	558,995
洗浄用シンナー類	1,750,128
印刷用溶剤類	5,613,206
特殊シンナー類	2,915,295
単一溶剤類	13,811,208
塗料・その他	2,044,113
小計	27,383,176
商品	
単一溶剤	3,626,590
その他商品	291,862
小計	3,918,452
合計	31,301,629

2. 収益を理解するための基礎となる情報

製品及び商品の販売

シンナー事業においては、主に有機溶剤の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、製品及び商品を引き渡した時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品及び商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、製品及び商品の国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

代金は、取引先との契約に基づき、概ね2.5ヵ月以内に回収しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,171円82銭
2. 1株当たり当期純利益	151円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

大伸化学株式会社
取締役会御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 土居靖明
業務執行社員
指定社員 公認会計士 澤田昌輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大伸化学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びすべての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

大伸化学株式会社 監査役会

常勤監査役	丸	山	淳	ⓐ
社外監査役	松	井	和 則	ⓑ
社外監査役	近	藤	司	ⓒ

以 上

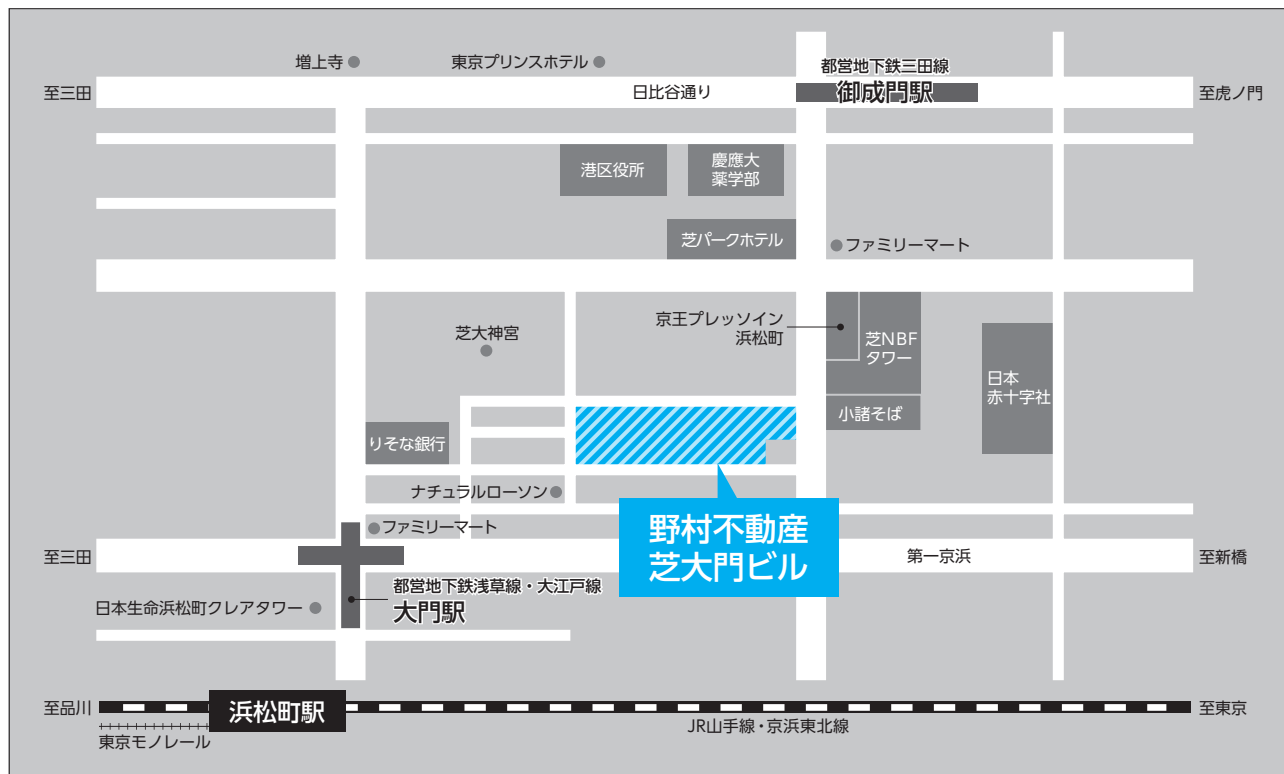
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都港区芝大門一丁目9番9号

野村不動産芝大門ビル 11階

電話：03 (3432) 5871



交通の
ご案内

- JR山手線・京浜東北線／東京モノレール 「浜松町駅(北口)」より 徒歩 8分
- 都営地下鉄三田線 「御成門駅」より 徒歩 5分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 「大門駅」より 徒歩 5分

大伸化学株式会社

<http://www.daishin-chemical.co.jp>

UD
FONT